

## 中央卸売市場における取引方法別割合及び取扱金額の推移

## (1) 取引方法別割合の推移

(単位：%)

区分 年度別	水産物部		青果部		食肉部		花き部	
	せり 入札	相対 取引	せり	相対 取引	せり	相対 取引	せり	相対 取引
平成9年度	28.3	71.7	34.2	65.8	89.6	10.4	66.2	33.8
10年度	25.3	74.7	33.8	66.2	88.7	11.3	57.5	42.5
11年度	24.1	75.9	30.6	69.4	91.8	8.2	58.5	41.5
12年度	19.4	80.6	14.9	85.1	92.7	7.3	53.4	46.6
13年度	16.3	83.7	6.8	93.2	93.2	6.8	51.5	48.5
14年度	17.9	82.1	6.0	94.0	94.4	5.6	47.0	53.0
15年度	19.6	80.4	6.6	93.4	94.6	5.4	47.2	52.8
16年度	19.2	80.8	6.6	93.4	94.4	5.6	39.3	60.7
17年度	18.5	81.5	6.0	94.0	96.4	3.6	37.3	62.7
18年度	17.6	82.4	5.6	94.4	95.8	4.2	34.7	65.3
19年度	17.3	82.7	5.6	94.4	96.6	3.4	32.0	68.0
20年度	16.5	83.5	4.4	95.6	96.9	3.1	31.1	68.9
21年度	15.4	84.6	4.6	95.4	96.9	3.1	29.3	70.7
22年度	15.1	84.9	4.6	95.4	96.9	3.1	26.6	73.4
23年度	14.7	85.3	3.9	96.1	96.4	3.6	25.6	74.4
24年度	14.5	85.5	3.1	96.9	95.8	4.2	24.8	75.2
25年度	14.0	86.0	2.7	97.3	95.5	4.5	23.1	76.9
26年度	14.4	85.6	2.5	97.5	96.1	3.9	21.9	78.1
27年度	14.5	85.5	2.4	97.6	95.9	4.1	20.8	79.2
28年度	13.9	86.1	2.1	97.9	95.5	4.5	19.8	80.2

(注) 1 割合は年度別による。

2 数値は取扱金額の割合であり、卸売業者の事業報告書を集計したものである。

3 相対取引とは、販売価格及び数量について売手と買手が交渉のうえ、販売する方法である。

## (2) 取扱金額の推移

(単位：百万円)

区分 年別	水産物部	青果部	食肉部	花き部
平成10年	664,950	675,613	101,648	85,132
11年	665,683	615,872	94,285	81,039
12年	638,365	576,999	99,401	79,583
13年	614,049	568,877	83,173	90,693
14年	601,944	553,400	86,174	97,052
15年	556,923	533,486	94,976	95,325
16年	549,243	538,864	107,023	95,917
17年	531,049	512,550	112,525	94,245
18年	539,856	529,143	113,178	96,254
19年	532,933	519,052	111,860	99,764
20年	520,866	524,920	103,824	92,045
21年	471,078	512,339	95,693	88,272
22年	464,036	539,379	95,050	89,452
23年	452,039	508,968	85,884	83,089
24年	444,192	524,609	94,525	86,447
25年	448,946	531,670	108,674	86,178
26年	462,273	541,069	120,464	85,487
27年	467,929	579,275	135,487	88,368
28年	454,699	599,268	137,421	89,274
29年	453,153	582,650	130,994	85,554

(注) 1 取扱金額は暦年による。

2 平成13年4月 世田谷市場花き部業務開始

神田市場を移転した際の不法占有者に対する  
法的措置の経緯について

## 1 都が建物明渡等請求訴訟を行った旧神田市場における不法占有者

仲卸業者 13者  
関連事業者 5者  
その他法人 1者

## 2 法的措置の経緯

年月日	事 項
平成元年5月6日	旧神田市場廃止
平成元年8月31日	旧神田市場の不法占有者19者に対する建物明渡等請求の訴えを東京地方裁判所に提起し、受理
平成元年11月1日	訴えの取下げ【仲卸業者1者】 理由：不法占有物件を明け渡したため
平成元年11月4日	訴えの取下げ【仲卸業者1者】 理由：不法占有物件を明け渡したため
平成3年5月14日	訴えの取下げ【仲卸業者11者、その他法人1者】 理由：不法占有物件を明け渡したため
平成3年12月19日	訴えの取下げ【関連事業者5者】 理由：不法占有物件を明け渡したため

## 直轄事業負担金の推移

(単位:億円)

区 分	計				
		道 路	河 川	公 園	港 湾
平成 21 年度	446	261	99	8	78
都 債	416	260	98	7	51
一般財源	30	1	1	1	27
平成 22 年度	331	208	53	5	65
繰入金	13	6	3	1	3
都 債	292	187	48	4	53
一般財源	26	15	2	0	9
平成 23 年度	277	160	76	—	41
都 債	277	160	76	—	41
一般財源	0	0	0	—	0
平成 24 年度	365	219	104	—	42
都 債	207	134	52	—	21
一般財源	158	85	52	—	21
平成 25 年度	310	179	79	—	52
都 債	179	113	40	—	26
一般財源	131	66	39	—	26
平成 26 年度	269	179	83	—	7
都 債	0	0	0	—	0
一般財源	269	179	83	—	7
平成 27 年度	358	265	80	—	13
繰入金	0	0	0	—	—
都 債	0	0	0	—	0
一般財源	358	265	80	—	13
平成 28 年度	493	344	76	—	73
都 債	0	0	0	—	0
一般財源	493	344	76	—	73
平成 29 年度	548	418	74	—	56
繰入金	491	417	74	—	—
一般財源	57	1	0	—	56
平成 30 年度	436	248	69	—	119
一般財源	436	248	69	—	119

注) 1 平成21年度～平成28年度は決算、平成29年度は当初予算、平成30年度は予算案である。

2 1億円未満の計数については、千万円単位で四捨五入している。

## 都心5区の交通渋滞発生状況

区名	調査箇所数	渋滞箇所数
千代田区	10	4
中央区	10	4
港区	19	6
新宿区	13	7
渋谷区	17	11

注)1 平成27年度全国道路・街路交通情勢調査(道路交通センサス)より、一般道(交通量観測箇所)で混雑度1.0以上の箇所を抽出。

2 混雑度とは、調査単位区間の交通容量に対する交通量比。

## 都市型水害の状況

## 平成28年の水害状況

区 分		7月14日	8月2日	8月3日	8月10日	8月18日	8月20日	8月 21～22日
気 象 現 象		集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	集中豪雨	台風9号
浸 水 面 積 ( h a )		0.17	0.24	0.01	0.14	0.04	0.01	6.81
浸 水 棟 数 ( 棟 )		44	31	1	10	7	2	403
降 雨 記 録 注1	観 測 所 名	北沢	新川	志茂橋	下砂橋	板橋 (仲宿)	北沢	羽村
	60分最大雨量 ( mm )	69	62	44	71	78	60	86
	総雨量 ( mm )	72	75	65	72	98	86	264
溢 水 河 川 及 び 水 害 原 因		—	—	—	—	—	—	空堀川
		内水 注2	内水	内水	内水	内水	内水	溢水・内水 急傾斜地崩壊
主な被災区市町村		中野区 板橋区 練馬区 国分寺市	江戸川区	中野区	立川市 昭島市	品川区 中野区 荒川区	新宿区	目黒区 東村山市 世田谷区 東大和市 杉並区 清瀬市 荒川区 武蔵村山市 板橋区 稲城市 練馬区 西東京市 八王子市 瑞穂町 立川市 青梅市 昭島市 町田市 小平市

注)1 降雨記録は、60分最大雨量を記録した観測所のデータである。

2 内水は、下水道や河川等に雨水を一時的に排水できないことにより地表面に留まった水のこと。

## 骨格幹線・地域幹線道路の事業概要と財源内訳

【平成30年度】

(単位:億円)

区 分		事 業 概 要				財 源 内 訳			
		路 線	箇 所	規 模 (km)	事 業 費	国 庫 支 出 金	負 担 金 な ど	都 債	一 般 財 源
骨格幹線道路	補助	44	79	4.3	226	121	82	21	2
	単独	49	95	24.3	744	—	61	315	368
	計	50	98	28.6	970	121	143	336	370
地域幹線道路	補助	57	90	2.2	316	171	90	52	3
	単独	78	125	9.0	562	—	152	240	170
	計	79	128	11.2	878	171	242	292	173

注) 路線数と箇所数については、補助と単独の合併路線があるため、計は合わない。

## 道路橋梁費の整備費と維持補修費の補助単独別内訳

【平成30年度予算案】

(単位:億円)

区 分	事業費			備 考
		補 助	単 独	
道 路 橋 梁 費	3,761	815	2,946	
整 備 費	2,567	713	1,854	道路・街路の整備 橋梁の整備 国直轄事業負担金
維 持 補 修 費	1,194	102	1,092	橋梁の長寿命化、補修 交通安全施設 道路の保全等 道路・橋梁の維持管理 その他の維持管理

注) 区分欄のうち維持補修費については、歳出予算の性質別分類とは異なる。



## 都立の都市公園整備の推移

区 分	都市公園の造成費（億円）			都市公園の新規・追加開園規模	
	区 部	多 摩	計	箇所数	面積 (ha)
平成 21 年度	13 (6)	12 (7)	25 (13)	19	36.4
平成 22 年度	10 (5)	12 (5)	22 (10)	23	32.6
平成 23 年度	8 (2)	10 (5)	18 (7)	20	30.9
平成 24 年度	5 (3)	14 (8)	19 (11)	15	16.3
平成 25 年度	5 (0)	8 (3)	13 (3)	14	14.7
平成 26 年度	4 (1)	15 (8)	19 (9)	13	15.5
平成 27 年度	12 (0)	7 (2)	19 (2)	12	10.2
平成 28 年度	10 (0)	4 (1)	14 (1)	8	7.3
平成 29 年度	24 (2)	12 (0)	36 (2)	11	12.7
平成 30 年度	43 (1)	9 (0)	52 (1)	8	10.7

注) 1 平成21年度～平成28年度は決算、平成29年度は当初予算、平成30年度は予算案である。

2 都市公園の造成費は、公園整備費のうち都市公園の造成に係る委託料と工事請負費の計である。

3 ( )内は、補助分で内数である。

臨海関係第三セクターに係る金融機関業態別  
融資残高の推移（過去5年間）

(単位：億円)

年 業 態	平成 25年	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年
日本政策 投資銀行	146	139	131	123	115
都市銀行等	593	561	530	498	466
信託銀行	99	94	89	84	78
生命・損害 保険会社等	32	25	19	13	12
合 計	871	820	768	717	672

(注1) 各年4月1日現在の融資残高である。

(注2) 表示単位未満を四捨五入しているため、計が一致しないことがある。

(注3) 東京臨海副都心建設株式会社及び竹芝地域開発株式会社は平成19年4月1日付けで株式会社東京レポートセンターに吸収合併され、2社の債務は同社に引き継がれている。

## 臨海関係第三セクタービルの入居率（過去5年間）

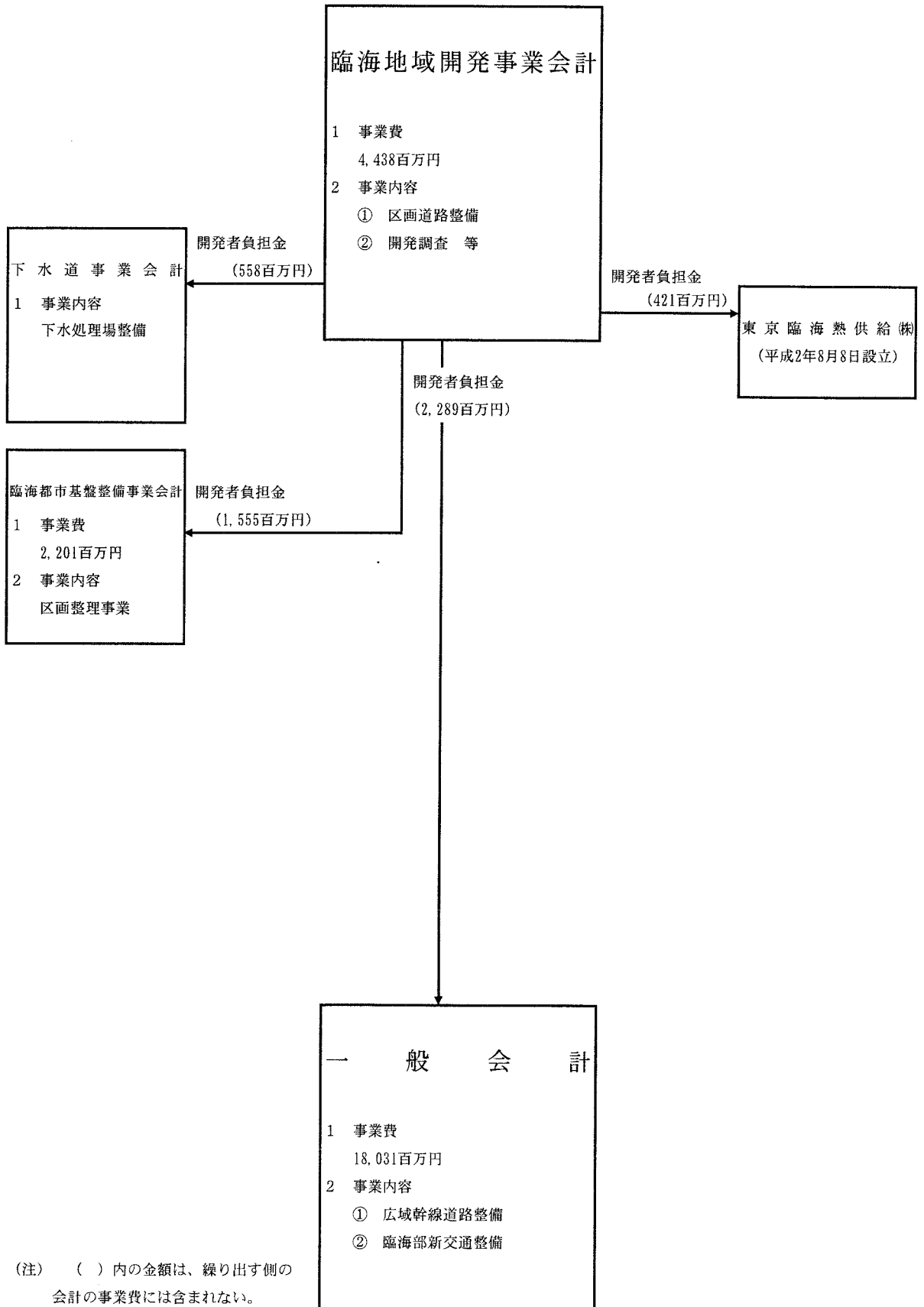
（単位：％）

年 ビル名 (開業年月)	平成 26年	平成 27年	平成 28年	平成 29年	平成 30年
テレコムセンター ビル (H8. 2)	70.8	73.8	81.4	82.5	80.3
台場フロンティア ビル (H7. 11)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
有明フロンティア ビル (H8. 2)	81.9	93.1	94.5	94.9	93.8
青海フロンティア ビル (H8. 3)	81.3	74.6	65.8	66.4	73.0
ニューピア竹芝 ノースタワー、 同サウスタワー、 都市ホテル (H3. 10、 H7. 9)	96.9	98.6	99.5	99.5	98.5

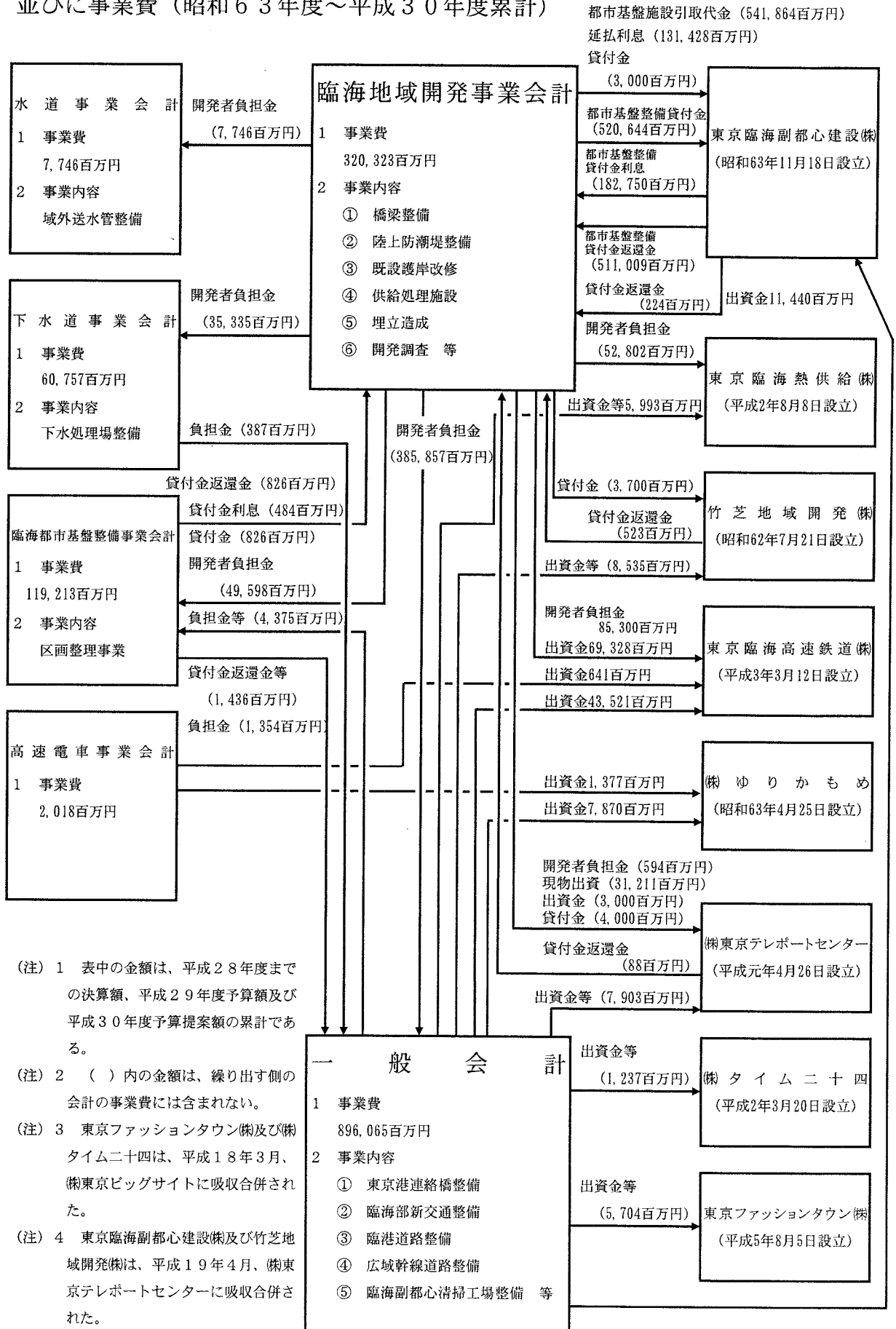
(注1) 各年1月31日時点の調査による。

(注2) 東京臨海副都心建設株式会社及び竹芝地域開発株式会社は平成19年4月1日付けで株式会社東京レポートセンターに吸収合併され、2社が所有していたビルは同社に引き継がれている。

臨海副都心開発における諸会計間及び第三セクターの相互関係  
並びに事業費（平成30年度予算）



臨海副都心開発における諸会計間及び第三セクターの相互関係  
並びに事業費（昭和63年度～平成30年度累計）



## 臨海副都心関連予算・決算の推移

(単位：億円)

区 分	昭 和 平 成 63年度～25年度 決 算 決 算	平 成 26 年 度 決 算	平 成 27 年 度 決 算	平 成 28 年 度 決 算	平 成 29 年 度 予 算	平 成 30 年 度 予 算	合 計
臨海副都心整備(A)	13,097	182	204	186	146	247	14,061
供給処理施設	1,392	0	0	6	1	0	1,400
交通基盤	3,620	6	5	7	20	8	3,665
広域基盤	5,741	172	192	158	99	200	6,562
計画策定等	2,343	4	7	15	26	39	2,435
関連事業(B)	4,026	1	1	14	15	66	4,122
国際展示場	2,725	—	—	—	—	—	2,725
住宅等	770	1	1	14	15	66	866
世界都市博覧会	532	—	—	—	—	—	532
合計(A) + (B)	17,123	183	205	200	160	312	18,184

(注) 端数を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。

## 臨海副都心における土地の長期貸付及び売却等の推移

平成30年2月28日現在

## 1 底地売却

地 区	区 画	契約年月日	面積(m <sup>2</sup> )	処 分 先	備 考
有明北	学校用地	平成28年 2月17日	7,400	学校法人三浦学園	
台 場	B	平成28年 7月29日	18,700	三井住友信託銀行株式会社	

## 2 売却

地 区	区 画	契約年月日	面積(m <sup>2</sup> )	処 分 先	備 考
青 海	C1・C2-S	平成25年7月31日	15,000	東京都教育庁	
有明南	K	平成26年1月10日	5,700	ダイワロイヤル株式会社	
有明北	2地区	平成26年3月18日	1,554	技研製作所	
有明北	2地区	平成26年9月26日	2,521	江東区	
有明北	1地区	平成27年11月2日	36,600	東京都オリンピック・パラリンピック準備局	
有明北	1地区	平成27年12月21日	20,200	江東区	
青 海	ST	平成28年9月1日	42,900	青海S1特定目的会社、青海T特定目的会社	
有明南	有明の丘東側用地	平成28年10月3日	15,000	東京都交通局	

## 3 暫定利用

地 区	区 画	契約年月日	面積(m <sup>2</sup> )	処 分 先	備 考
青 海	K	平成26年10月22日	27,200	ビー・エム・ダブリュー株式会社	
有明南	E東側	平成27年9月30日	22,300	株式会社東京ビッグサイト	

※ 暫定利用は、概ね10年間の事業用定期借地権

## 臨海副都心における進出事業者からの地代収入一覧

(単位：百万円)

進出事業者	平成27年度決算	平成28年度決算	平成29年度予算	平成30年度予算案
ア	2,226	4,450	4,747	4,775
イ	49	49	51	51
ウ	106	106	110	110
エ	113	113	117	117
オ	30	30	32	32
カ	1	1	1	1
キ	374	122	0	0
ク	721	721	769	0
ケ	193	193	206	209
コ	328	328	350	343
サ	172	172	183	179
シ	703	376	0	0
ス	384	486	486	486
セ	192	261	261	284
ソ	19	27	27	30
タ	82	0	0	0
チ	274	287	287	287
ツ	106	219	219	219
計	6,071	7,940	7,845	7,124

(注) 端数を四捨五入しているため、計が一致しない場合がある。



## 政令指定都市との上下水道料金比較及び料金減免の実施状況

## 1 水道料金

(平成30年1月末現在)

都 市	料金体系	基本水量	1か月、口径20mm		適用年月日	料金減免 実施状況
			5 m <sup>3</sup>	24 m <sup>3</sup>		
東京都	口径別	5 m <sup>3</sup>	1,209 <sup>円</sup>	3,414 <sup>円</sup>	平成17年1月1日	有
札幌市	口径別	10 m <sup>3</sup>	1,425	4,579	平成9年4月1日	無
仙台市	口径別	なし	1,782	5,097	平成10年4月1日	有
さいたま市	口径別	8 m <sup>3</sup>	1,166	4,384	平成12年5月1日	有
川崎市	用途別	8 m <sup>3</sup>	572	3,078	平成22年4月1日	有
横浜市	用途別	8 m <sup>3</sup>	853	3,628	平成13年4月1日	有
新潟市	口径別	なし	2,737	4,760	平成13年4月1日	無
静岡市	口径別	なし	730	2,820	平成20年6月1日	有
浜松市	口径別	なし	907	2,708	平成17年7月1日	有
名古屋市	口径別	6 m <sup>3</sup>	1,155	3,777	平成22年10月1日	有
京都市	口径別	5 m <sup>3</sup>	993	3,736	平成25年10月1日	有
大阪市	用途別	なし	972	2,609	平成27年10月1日	無
堺市	口径別	なし	918	3,283	平成22年10月1日	無
神戸市	口径別	10 m <sup>3</sup>	950	3,186	平成9年4月1日	有
岡山市	口径別	なし	1,263	3,533	平成17年4月1日	有
広島市	口径別	なし	901	3,285	平成22年4月1日	有
北九州市	口径別	なし	1,026	2,924	平成21年4月1日	有
福岡市	口径別	なし	1,528	4,343	平成9年4月1日	無
熊本市	口径別	なし	1,420	3,650	平成21年9月1日	有

- (注) 1 東京都の料金は、口座割引適用後の金額である。  
2 料金には消費税相当額8%を含む。  
3 各都市宛てに調査を行い、その回答を元に作成した。  
4 千葉市、相模原市については、大部分が県営水道で供給されているため除外した。

## 2 下水道料金

(平成30年1月末現在)

都 市	料金体系	基本水量	1 か月		適用年月日	料金減免 実施状況
			8 m <sup>3</sup>	24 m <sup>3</sup>		
東 京 都	従量逡増制	8 m <sup>3</sup>	604	2,635	平成10年6月1日	有
札 幌 市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	648	1,764	平成9年4月1日	有
仙 台 市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	759	2,474	平成14年6月1日	有
さいたま市	従量逡増制	な し	866	3,019	平成26年7月1日	有
千 葉 市	従量逡増制	な し	762	2,654	平成26年4月1日	有
川 崎 市	従量逡増制	8 m <sup>3</sup>	712	2,825	平成16年4月1日	有
横 浜 市	従量逡増制	8 m <sup>3</sup>	680	2,745	平成13年4月1日	有
相模原市	従量逡増制	8 m <sup>3</sup>	740	2,500	平成25年4月1日	有
新 潟 市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	1,285	3,674	平成16年7月1日	無
静 岡 市	従量逡増制	な し	1,300	3,350	平成18年7月1日	有
浜 松 市	従量逡増制	な し	1,544	3,490	平成29年10月1日	有
名古屋市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	604	2,462	平成12年2月1日	有
京 都 市	従量逡増制	5 m <sup>3</sup>	734	2,477	平成25年10月1日	有
大 阪 市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	594	1,611	平成15年4月1日	無
堺 市	従量逡増制	な し	1,150	3,634	平成29年10月1日	無
神 戸 市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	507	1,989	昭和61年5月1日	有
岡 山 市	従量逡増制	な し	1,116	3,821	平成20年6月1日	有
広 島 市	従量逡増制	6 m <sup>3</sup>	761	3,225	平成20年7月1日	有
北九州市	従量逡増制	10 m <sup>3</sup>	684	2,816	平成11年11月1日	有
福 岡 市	従量逡増制	な し	933	3,414	平成17年6月1日	有
熊 本 市	従量逡増制	な し	989	2,982	平成21年9月1日	有

(注) 料金には消費税相当額8%を含む。

## 上下水道事業における9億円を超える工事契約（過去5年間）

## 1 水道局

（単位：件、千円）

年 度	件 数	金 額
24	14	25,408,800
25	19	24,347,000
26	18	35,603,281
27	21	43,408,544
28	20	55,073,769

（注）1 予定価格9億円以上の工事契約を集計したものである。

2 金額は、当初契約金額の合計である。

2 下水道局

(単位：件、千円)

年 度	件 数	金 額
2 4	3 6	6 6, 8 6 2, 3 6 5
2 5	3 5	6 7, 9 7 7, 6 7 5
2 6	3 4	6 8, 0 8 4, 1 5 3
2 7	3 1	5 9, 7 4 9, 0 9 9
2 8	4 3	8 9, 0 3 8, 2 2 1

(注) 1 予定価格9億円以上の工事契約を集計したものである。

2 金額は、当初契約金額の合計である。

## 上下水道料金の減免実績の推移

## 1 水道料金減免実績の推移

(単位:件,千円)

内 訳		年 度									
		平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
条 例 分	減 免 件 数	149,800	158,663	174,996	193,254	206,295	216,204	222,278	226,260	227,963	228,842
	減 免 額	2,123,872	2,058,303	2,218,615	2,449,938	2,665,554	2,821,198	2,929,020	3,070,873	3,131,922	3,146,919
決 議 分	減 免 件 数	3,487	3,523	3,603	3,753	7,251	7,456	7,558	7,751	7,746	7,729
	減 免 額	524,928	523,995	520,950	539,978	585,743	624,222	638,251	657,460	681,822	689,519
合 計	減 免 件 数	153,287	162,186	178,599	197,007	213,546	223,660	229,836	234,011	235,709	236,571
	減 免 額	2,648,800	2,582,298	2,739,565	2,989,916	3,251,297	3,445,420	3,567,272	3,728,333	3,813,744	3,836,438

(注) 1 減免件数は、年度末時点での件数  
2 減免額は消費税込  
3 平成23年度以降の決議分には、東日本大震災減免を含む。

## 2 下水道料金減免実績の推移

(単位:件,千円)

内 訳		年 度									
		平成19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
条 例 分	減 免 件 数	103,933	110,943	123,043	136,399	146,271	154,134	158,577	161,787	162,646	163,504
	減 免 額	725,607	759,853	827,274	920,781	1,006,358	1,070,992	1,112,414	1,166,326	1,189,165	1,194,780
決 議 分	減 免 件 数	15,474	14,760	14,439	6,745	9,183	8,951	9,085	9,238	9,085	8,905
	減 免 額	708,789	666,425	648,585	662,691	659,728	673,168	708,059	706,384	735,486	720,108
合 計	減 免 件 数	119,407	125,703	137,482	143,144	155,454	163,085	167,662	171,025	171,731	172,409
	減 免 額	1,434,396	1,426,278	1,475,859	1,583,472	1,666,086	1,744,160	1,820,473	1,872,710	1,924,651	1,914,888

(注) 1 減免件数は、年度末時点での件数  
 2 減免額は消費税込  
 3 平成23年度以降の決議分には、東日本大震災減免を含む。

水道料金滞納状況及び給水停止件数の推移（平成11年度～平成28年度）

（単位：枚、件）

年 度	未納カード発行枚数	給水停止件数
11	746,219	96,354
12	754,518	99,966
13	751,922	86,137
14	765,840	90,474
15	796,054	83,162
16	808,759	87,279
17	892,951	100,531
18	803,526	98,961
19	749,075	121,031
20	664,752	121,770
21	678,556	125,814
22	665,311	119,425
23	669,412	127,794
24	613,041	111,001
25	573,597	106,950
26	557,311	103,714
27	545,957	104,199
28	537,394	105,933

## 上下水道の施設、管路の耐震化状況

## 1 水道施設の耐震化状況

指標	28年度 (実績)
ろ過池耐震施設率	76%
配水池耐震施設率	71%
管路の耐震継手率	42%

(注) この実績値は、保有する全ての施設に対する割合を示したもの



## 2 下水道施設の耐震化状況

指標		目標値	28年度末 (累計)
排水を受け入れる 下水道管を耐震化 した施設数	避難所など	2,633 か所	2,633 か所 (25年度完了)
	ターミナル駅、 災害復旧拠点など	2,000 か所	825 か所
マンホールの 浮上抑制対策を 実施した道路延長	緊急輸送道路など	500km	500km (22年度完了)
	避難所、ターミナル駅、 災害復旧拠点などと 緊急輸送道路を結ぶ道路	750km	650km

## 都立及び区市町村立学校の給食調理方式の状況(設置主体別)

平成29年5月1日現在

区 分	自校調理方式(学校数)					共同調理方式(学校数)									
						給食実施者設置調理場					外部調理委託方式				
	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校(定時制)	特別支援学校	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校(定時制)	特別支援学校	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校(定時制)	特別支援学校
合 計	1,107	430	6	54	61	165	97					84		1	
都立学校		8		54	56							2		1	
区市町村計	1,107	422	6		5	165	97					82			
千代田区	8	3													
中央区	16	4													
港区	18	10													
新宿区	29	10			1										
文京区	20	10													
台東区	19	7													
墨田区	25	10													
江東区	45	23													
品川区	31	9	6												
目黒区	22	9													
大田区	59	28			1										
世田谷区	60	22				2	7								
渋谷区	18	8													
中野区	23	11													
杉並区	41	23			1										
豊島区	22	8													
北区	35	12													
荒川区	24	10													
板橋区	52	23			1										
練馬区	65	34													
足立区	69	35													
葛飾区	49	24			1										
江戸川区	71	33													
区 部 計	821	366	6		5	2	7								
八王子市	69	7										30			
立川市	8					12						9			
武蔵野市	4					8	6								
三鷹市	15	7													
青梅市	1					15	10								
府中市	3					19	11								
昭島市	5	3				8	3								
調布市	20	8													
町田市	42	1										19			
小金井市	9	5													
小平市	19						8								
日野市	17	8													
東村山市	15											7			
国分寺市	10											5			
国立市						8	3								
福生市						7									
狛江市	6														
大和市						10	5								
清瀬市	9	5													
東久留米市	13											7			
武蔵村山市						9						5			
多摩市						17	9								
稲城市						12	6								
羽村市						7	3								
あきる野市						10	6								
西東京市	18	9													
市 部 計	283	53				142	74					82			
瑞穂町						5	2								
日の出町						3	2								
檜原町						1	1								
奥多摩町						2	1								
大島町	1	1				3	3								
利根町															
新津島村						2	2								
神津島村						1	1								
三宅島村	1	1				1	1								
蔵文島村															
青ヶ島村	1	1				3	3								
小笠原村															
町 村 部 計	3	3				21	16								

注1 中学校には、中等教育学校の前期課程を含む。

注2 自校調理方式には、単独校方式と親子調理方式を含む。

注3 外部調理委託方式には、デリバリーランチ方式、食缶方式等があり、給食実施者ごとに名称・形態が異なる。

## 区市町村立小中学校の月額給食費の状況（設置主体別）

平成29年5月1日現在

区市町村名	月額給食費							
	小学校低学年		小学校中学年		小学校高学年		中学校	
	保護者負担	補助金等含む	保護者負担	補助金等含む	保護者負担	補助金等含む	保護者負担	補助金等含む
千代田区(単独)	4,219	4,394	4,556	4,731	4,854	5,025	5,584	5,837
中央区(単独)	3,989	4,266	4,219	4,496	4,450	4,727	4,885	5,440
港区(単独)	4,184	4,551	4,574	4,941	4,964	5,331	5,596	6,056
新宿区(単独)	4,424	4,424	4,710	4,711	4,979	4,979	5,803	5,803
文京区(単独)	4,211	4,234	4,650	4,673	5,088	5,112	5,695	5,718
台東区(単独)	4,300	4,301	4,700	4,701	5,100	5,101	5,600	5,601
墨田区(単独)	4,029	4,100	4,521	4,600	5,052	5,141	5,336	5,431
江東区(単独)	4,020	4,021	4,500	4,501	4,970	4,971	5,530	5,531
品川区(単独)	4,276	4,277	4,633	4,633	4,989	4,990	5,673	5,673
目黒区(単独)	4,468	4,566	4,806	4,904	5,149	5,247	5,752	5,874
大田区(単独)	4,100	4,101	4,500	4,501	4,950	4,951	5,350	5,351
世田谷区(共同)	4,148	4,149	4,624	4,625	4,998	4,999	5,668	5,668
渋谷区(単独)	4,266	4,267	4,518	4,519	4,770	4,771	5,264	5,265
中野区(単独)	4,365	4,366	4,722	4,723	5,078	5,079	5,620	5,621
杉並区(単独)	4,414	4,415	4,733	4,734	5,088	5,088	5,650	5,650
豊島区(単独)	4,649	4,650	4,993	4,994	5,355	5,356	5,550	5,550
北三区(単独)	4,361	4,362	4,574	4,574	4,804	4,805	5,935	5,935
荒川区(単独)	4,009	4,237	4,490	4,718	4,900	5,128	5,483	5,483
板橋区(単独)	3,990	4,005	4,490	4,718	4,900	5,128	5,393	5,675
練馬区(単独)	4,241	4,241	4,335	4,351	4,610	4,625	5,360	5,378
足立区(単独)	3,895	3,984	4,491	4,491	4,829	4,829	5,608	5,609
葛飾区(単独)	3,896	3,984	4,211	4,299	4,492	4,580	5,123	5,209
江戸川区(単独)	3,896	4,018	4,191	4,313	4,486	4,608	5,275	5,395
八王子市(単独)	3,670	3,671	4,050	4,051	4,410	4,411	5,130	5,131
八王子市(共同)	3,886	3,887	4,163	4,163	4,474	4,474	4,582	4,582
立川市(単独)	4,284	4,284	4,543	4,543	4,785	4,785	4,664	4,664
立川市(共同)	4,197	4,198	4,439	4,440	4,698	4,699	5,812	5,813
武蔵野市(単独)	4,609	4,609	4,786	4,786	4,964	4,964		
武蔵野市(共同)	4,379	4,379	4,574	4,574	4,751	4,752	6,027	6,027
三鷹市(単独)	3,709	3,709	3,868	3,869	4,036	4,037	5,655	5,656
青梅市(単独)	3,700	3,701	3,868	3,869	4,036	4,037		
青梅市(共同)	3,600	3,838	3,800	4,042	4,000	4,246	4,709	4,710
府中市(単独)	4,018	4,124	4,176	4,282	4,334	4,440	4,400	4,647
府中市(共同)	4,292	4,389	4,646	4,747	4,836	4,937	4,775	4,875
昭島市(単独)	3,868	3,869	4,120	4,121	4,457	4,457	5,533	5,633
調布市(単独)	4,369	4,369	4,726	4,726	4,457	4,457	4,650	4,651
調布市(共同)	4,098	4,133	4,341	4,376	4,601	4,636	4,650	4,651
小金井市(単独)	4,098	4,133	4,341	4,376	4,601	4,636	5,449	5,449
小平市(単独)	4,000	4,090	4,350	4,440	4,700	4,790	5,073	5,107
小平市(共同)	4,119	4,154	4,486	4,521	4,852	4,887	5,350	5,440
日野市(単独)	3,934	3,935	4,145	4,145	4,356	4,357	5,236	5,271
東村山市(単独)	3,934	3,935	4,145	4,145	4,356	4,357		
東村山市(共同)	3,643	3,643	3,952	3,952	4,244	4,244	5,146	5,146
国分寺市(単独)	3,643	3,643	3,952	3,952	4,244	4,244	4,499	4,499
国分寺市(共同)	4,000	4,027	4,200	4,227	4,400	4,427	4,499	4,499
国立市(単独)	3,500	3,900	3,700	4,100	3,910	4,310	—	—
福生市(単独)	3,500	3,900	3,700	4,100	3,910	4,310	4,350	4,751
福生市(共同)	3,665	3,666	3,945	3,945	4,276	4,277	4,575	4,575
東大和市(単独)	3,944	3,945	4,216	4,217	4,471	4,472	4,909	4,910
清瀬市(単独)	4,276	4,277	4,713	4,713	5,149	5,150	4,909	4,910
清瀬市(共同)	3,735	3,736	3,962	3,963	4,172	4,172	5,324	5,324
武蔵村山市(単独)	4,017	4,018	4,240	4,241	4,510	4,511	4,625	4,626
武蔵村山市(共同)	3,645	3,714	3,955	4,025	4,335	4,405	4,650	4,651
多摩市(単独)	3,870	3,871	4,040	4,041	4,210	4,211	4,713	4,779
稲城市(単独)	4,000	4,001	4,250	4,251	4,500	4,501	4,750	4,751
あきる野市(単独)	4,364	4,365	4,639	4,640	4,897	4,898	4,800	4,801
西東京市(単独)	3,870	3,871	4,040	4,041	4,210	4,211	5,515	5,515
瑞穂町(単独)	4,000	4,062	4,150	4,212	4,300	4,362	4,750	4,751
日の出町(単独)	4,601	4,601	4,601	4,601	4,601	4,601	4,950	5,009
檜原村(単独)	3,800	3,801	4,100	4,101	4,400	4,401	5,701	5,701
檜原村(共同)	3,829	4,885	4,171	5,227	4,553	5,603	4,300	5,301
大島町(単独)	4,341	4,341	4,862	4,862	5,383	5,383	5,180	6,241
新島村(単独)	3,927	4,837	4,145	5,055	4,309	5,219	5,800	5,904
新島村(共同)	4,400	6,768	4,575	6,943	4,750	7,118	4,945	5,855
神津島村(単独)	4,000	4,001	4,300	4,301	4,500	4,501	5,100	7,468
三宅村(単独)	5,063	5,063	5,237	5,237	5,412	5,412	4,700	4,701
御蔵島村(単独)	4,072	4,525	4,649	5,166	4,929	5,477	5,637	5,761
八丈町(単独)	3,910	6,461	4,080	6,631	4,250	6,801	6,263	6,263
青ヶ島村(単独)	—	—	—	—	—	—	4,590	7,141
小笠原村(単独)	—	—	—	—	—	—	—	—

注1 「月額給食費」は、1食当たり単価×給食回数÷11月（給食実施月数）で算出している。

なお、「保護者負担」欄は、保護者から徴収する毎月の月額とは異なる。

注2 「単独」は、単独校調理場、「共同」は、共同調理場を指す。

注3 表中の金額は、完全給食が実施されている区市町村のものである。

東京都公立小・中学校児童・生徒の就学援助受給者の推移  
(平成19年度～平成28年度)

(単位:人、%)

年 度	児 童 ・ 生 徒 数				受 給 率		
	全 体	要保護	準要保護	計	要保護	準要保護	計
平成19年度	779,505	13,096	167,899	180,995	1.7	21.5	23.2
平成20年度	785,814	12,866	163,008	175,874	1.6	20.7	22.4
平成21年度	790,523	13,285	165,425	178,710	1.7	20.9	22.6
平成22年度	792,013	14,575	176,655	191,230	1.8	22.3	24.1
平成23年度	793,352	15,825	169,901	185,726	2.0	21.4	23.4
平成24年度	790,047	16,007	167,400	183,407	2.0	21.2	23.2
平成25年度	791,687	15,764	160,914	176,678	2.0	20.3	22.3
平成26年度	795,132	15,321	155,616	170,937	1.9	19.6	21.5
平成27年度	799,588	14,435	149,270	163,705	1.8	18.7	20.5
平成28年度	801,203	14,005	140,780	154,785	1.7	17.6	19.3

注1： 就学援助は、区市町村が、経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童・生徒の保護者に対して行う学用品等購入のための援助である。

要保護は、生活保護法第6条第2項に該当する場合である。

準要保護は、生活保護は受けていないが、児童・生徒の居住する区市町村が、独自の基準により要保護に準ずる程度に援助を必要とする状態にあると認定した場合である。

注2： 児童・生徒数の全体欄は、各年度における5月1日現在の児童・生徒数である。児童・生徒数の要保護欄は、各年度において教育扶助を受けた児童・生徒数、準要保護欄は、各年度において準要保護の児童・生徒として就学援助を受けた児童・生徒数である。

受給率は、児童・生徒数の全体に対する要保護、準要保護の児童・生徒数の割合である。

なお、要保護、準要保護及び計の児童・生徒数それぞれについて算出しているため（小数点第三位で四捨五入）、要保護と準要保護の受給率の合計が計の受給率と一致しない場合がある。

注3： 就学援助を行う区市町村に対しては、国が、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、平成16年度までは要保護者及び準要保護者の援助に必要な経費の2分の1を補助していたが、平成17年度以降は制度改正により要保護者の援助に必要な経費のみが補助対象となった。また、準要保護者の援助に必要な経費についての国の財政措置は、補助金から一般財源化された。

注4： 上記の各数値は、文部科学省が実施した就学援助実施状況調査によるものである。

都立図書館の資料購入費の推移  
(平成20年度～平成30年度)

(単位：千円)

年 度	資 料 購 入 費
平成20年度	260,171
平成21年度	324,955
平成22年度	327,491
平成23年度	328,584
平成24年度	321,122
平成25年度	322,179
平成26年度	319,381
平成27年度	319,489
平成28年度	321,967
平成29年度	321,883
平成30年度予算案	321,883

注1 数値は各年度の当初予算額である。

注2 オンラインDB等の電子資料を含むものである。

## 公立学校教育費における公費負担と私費負担の推移（過去3年間）

## 1 児童・生徒一人当たり経費（幼稚園・小学校・中学校）

（単位：円）

区 分	平成26年度			平成27年度			平成28年度			
	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園	小学校	中学校	幼稚園	小学校	中学校	
公 費 内 訳	合 計	1,011,552	976,925	1,186,782	975,701	980,827	1,224,917	—	—	—
	国庫補助金	6,030 0.6%	141,775 14.5%	166,984 14.1%	2,996 0.3%	136,617 13.9%	167,140 13.6%	—	—	—
	都支出金	659 0.1%	421,150 43.1%	548,813 46.2%	1,533 0.2%	427,495 43.6%	552,415 45.1%	—	—	—
	区市町村支出金	976,423 96.5%	390,196 39.9%	451,561 38.0%	919,421 94.2%	387,835 39.5%	468,784 38.3%	—	—	—
	地方債	28,439 2.8%	23,745 2.4%	19,406 1.6%	51,751 5.3%	28,870 2.9%	36,552 3.0%	—	—	—
	公費組入れ寄付金	—	59 0.0%	19 0.0%	—	11 0.0%	25 0.0%	—	—	—
	合 計	17,998	53,451	73,782	17,742	55,516	75,699	18,745	55,264	76,120
私 費 内 訳	授 業 料	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	受益者負担額	14,619 81.2%	51,441 96.2%	71,632 97.1%	14,316 80.7%	53,540 96.4%	73,530 97.1%	15,181 81.0%	53,306 96.5%	73,986 97.2%
	P T A 活動費等	3,379 18.8%	2,010 3.8%	2,149 2.9%	3,425 19.3%	1,975 3.6%	2,169 2.9%	3,565 19.0%	1,958 3.5%	2,134 2.8%
	合 計	—	—	—	—	—	—	—	—	—

## 2 生徒一人当たり経費（高等学校）

（単位：円）

区 分	平成26年度		平成27年度		平成28年度		
	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	高等学校 (全日制)	高等学校 (定時制)	
公 費 内 訳	合 計	1,353,766	1,939,288	1,252,977	1,822,969	1,312,371	1,955,527
	国庫補助金	32,941 2.4%	19,668 1.0%	3,646 0.3%	4,729 0.3%	4,476 0.3%	5,405 0.3%
	都支出金	1,272,383 94.0%	1,794,089 92.5%	1,231,139 98.3%	1,765,550 96.9%	1,289,833 98.3%	1,895,786 96.9%
	区市町村支出金	—	—	—	—	—	—
	地方債	48,442 3.6%	125,531 6.5%	18,192 1.5%	52,691 2.9%	18,062 1.4%	54,335 2.8%
	公費組入れ寄付金	—	—	—	—	—	—
私 費 内 訳	合 計	68,448	44,490	80,692	46,754	88,954	48,403
	授 業 料	10,353 15.1%	2,707 6.1%	20,893 25.9%	4,561 9.8%	29,833 33.5%	4,893 10.1%
	受益者負担額	54,932 80.3%	41,179 92.6%	56,765 70.3%	41,415 88.6%	56,264 63.3%	42,484 87.8%
	P T A 活動費等	3,163 4.6%	604 1.4%	3,034 3.8%	778 1.7%	2,857 3.2%	1,026 2.1%

注1 公費は、文部科学省「地方教育費調査」による。ただし、平成28年度については現在審査中であるが、高等学校（全日制・定時制）のみ速報値として掲載した。

(1) 国庫補助金・・・国が交付した補助金及び負担金等

(2) 都支出金・・・都が支出した経費

(3) 区市町村支出金・・・区市町村が支出した経費

(4) 地方債・・・教育施設等建設のために起債した経費のうち、当該年度支出分

(5) 公費組入れ寄付金・・・歳入として決算に計上された寄付金・贈与金のうち、当該年度支出分

注2 私費の「授業料」は、「東京都一般会計決算説明書」の授業料収入済額から就学支援金交付金の支給額を除いて算出した。

注3 私費の「受益者負担額」及び「P T A活動費等」は、東京都教育委員会「保護者が負担する教育費調査報告書（学校納付金調査）」による。

(1) 受益者負担額・・・教材・クラブ活動・修学旅行・学校給食費のように利益が児童・生徒に還元される性質の経費

(2) P T A活動費等・・・「P T A」等の固有の活動や運営のために支出された経費等

注4 その他

(1) 上段の一人当たりの金額については、小数点以下第1位を四捨五入した。そのため、個々の項目の数値を合算しても合計と一致しない場合がある。

(2) 下段の斜体数字(%)は、内訳の構成比で、小数点以下第2位を四捨五入した。そのため、各構成比率を合計しても、100にならない場合がある。

## 都内小・中学校及び都立高校、特別支援学校における図書購入費の推移（過去10年間）

（単位：百万円）

年 度	小学校	中学校	都立高校	特別支援学校
平成19年度	1,104	576	187	11
平成20年度	1,022	526	207	11
平成21年度	969	770	196	10
平成22年度	933	523	202	8
平成23年度	876	517	200	9
平成24年度	966	558	210	10
平成25年度	834	501	201	11
平成26年度	855	499	169	10
平成27年度	852	499	165	16
平成28年度	—	—	167	—

注1 都内小学校・中学校及び特別支援学校は、公立学校である。

注2 文部科学省「地方教育費調査」による。ただし、平成28年度については、現在審査中であるが、都立高校のみ速報値として掲載した。

## 主な消防力現有数の年度別推移（過去5年間）

年度	基準(A) 現有数(B) 充足率(B/A)		区 分									
			署所	ポンプ車	化学車	はしご車	救急車	救助車	照明 電源車	水難救助車 指揮統制車 救出救助車 (防災機動車)	消防艇	指揮隊車 (救助先行車)
平成25年度	基準	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	318	551	57	91	242	36	/	/	13	/
	現有数		299	537	48	86	237	29 (6)	10	12	9	93
	充足率	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	94.0	97.5	84.2	94.5	97.9	80.6	/	/	69.2	/
平成26年度	基準	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	318	551	57	91	242	36	/	/	13	/
	現有数		299	537	48	86	238	29 (6)	10	12	9	93
	充足率	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	94.0	97.5	84.2	94.5	98.3	80.6	/	/	69.2	/
平成27年度	基準	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	318	494	57	91	266	36	/	/	13	/
	現有数		299	489	48	86	243	30 (6)	10	12	9	93
	充足率	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	94.0	99.0	84.2	94.5	91.4	83.3	/	/	69.2	/
平成28年度	基準	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	318	494	57	91	266	36	/	/	13	/
	現有数		299	489	48	86	251	30 (6)	10	12	9	93
	充足率	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	94.0	99.0	84.2	94.5	94.4	83.3	/	/	69.2	/
平成29年度	基準	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	318	494	57	91	266	36	/	/	13	/
	現有数		299	489	48	86	253	30 (6)	10	12	10	93
	充足率	消防力の整備指針 ・ 消防力配備の基準	94.0	99.0	84.2	94.5	95.1	83.3	/	/	76.9	/

- (注) 1 「消防力配備の基準」は、東京都の地域特性を考慮した東京消防庁独自の基準であり、総務省消防庁が示す「消防力の整備指針」に準拠している。  
平成26年10月に「消防力の整備指針」が一部改正されたことを受け、東京消防庁では「消防力の整備指針」の改正項目である救急自動車の基準について、平成27年8月に「消防力配備の基準」を改正した。
- 2 ポンプ車の数は、平成26年度まで化学車の数を含んで計上している。  
平成27年度に総務省消防庁が統計方法を変更し、化学車を危険物災害のほか普通火災等にも出場させ、ポンプ車とみなした活動を実施している場合は、ポンプ車の数に化学車の数を含まないこととされた。  
このことから、東京消防庁においても平成27年度以降のポンプ車の数は、化学車の数を含めずに計上している。
- 3 救急車の数は、「消防力の整備指針」では基準数算定要領として、人口指標の他に地域の実情を指標として勘案することとしている。人口指標のみにより基準数を算定すると297台となるが、当庁では地域の実情として救急需要対策や救急活動の効率化の取り組みによる効果を勘案した結果、救急自動車の基準数を266台として定めている。
- 4 防災機動車は、平成13年度以降、水難救助車、指揮統制車(無償使用車両含む)及び救出救助車に細分したことから、合算した数値を計上した。
- 5 救助車の現有数は、第九消防方面本部消防救助機動部隊に配置する救助車(震災対策用)を現有数に計上する。カッコ内は救助車(震災対策用)及び救助車(航空機積載用)の保有数を示す。
- 6 各年度とも年度末の現有数を基準とする。



## 特別区消防団分団本部施設の現況

平成29年12月31日現在

全体数	整備済	未整備
439	349	90

## ※ 分団本部施設

延べ面積80㎡を基準として、以下の機能を有する施設。

格納庫、訓練・待機室、情報収集用テレビ・レコーダー

電気及び上下水道設備（流し台・トイレ）

## 建築物（2 1 階以上、3 3 階以上）の棟数の推移（平成 1 4 年以降）

（単位：棟）

	2 1 階以上	3 3 階以上
平成 1 4 年	313	78
平成 1 5 年	357	85
平成 1 6 年	394	93
平成 1 7 年	442	106
平成 1 8 年	494	122
平成 1 9 年	535	139
平成 2 0 年	578	157
平成 2 1 年	607	173
平成 2 2 年	626	180
平成 2 3 年	665	189
平成 2 4 年	688	199
平成 2 5 年	713	201
平成 2 6 年	728	208
平成 2 7 年	763	220
平成 2 8 年	775	222

※ 数値は各年 1 2 月末現在

※ 2 1 階以上の棟数には 3 3 階以上の棟数を含む